保育の必要性の認定について　【幼稚園】

１　対象者

（１）３～５歳児クラスに在籍する利用者

（２）満３歳児クラス（２歳児含む）に在籍する利用者

ア　市区町村民税非課税世帯　※区民税を判断する年度は、施設を利用する年月により異なります。

例１）利用年月が令和４年９月～令和５年８月の場合　→　令和４年度 区民税

例２）利用年月が令和５年９月～令和６年８月の場合　→　令和５年度 区民税

イ　課税世帯の第２子以降【令和５年１０月以降】

２　申請に必要な書類

申請には、（１）及び（２）の書類が必要です。

（１）子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式②）【３～５歳児クラス】

満３歳児預かり保育利用給付認定・変更申請書（様式③）【満３歳児クラス】

（２）添付書類（保育を必要とすることを証明する書類）（下表参照）

保護者の状況		利用可能な期間	添付書類及び注意事項
就労（月４８時間以上の就労に限る）	外勤	就労期間中	・**就労証明書**
	育児休業中		・**就労証明書**（育児休業取得（予定）期間欄に記載のあるもの） ※　申請子どもの育児休業中の場合、育児休業終了予定日の属する月からの認定。
	会社経営 会社役員		・**就労証明書** ・**最新の法人事業概況説明書**（営業許可証、または履歴事項全部証明書（証明日が提出日時点で６か月以内のもの）も可。）**のコピー**
	個人事業主		・**就労証明書** ・**最新年分の確定申告書控え（第一表・第二表）**（営業許可証、開業届も可）**のコピー**
	内職		・**就労証明書**と**収入のわかる書類**
就労が内定している			・**就労証明書**
開業を予定している			・**就労証明書**と**開業を証明できる書類のコピー**
妊娠・出産		出産予定月の前後２か月	・**母子健康手帳のコピー**（表紙（氏名がわかるページ）・出産（予定）日がわかるページ）
保護者に病気または心身の障がいがある		必要な期間	・**保護者の診断書**（証明日が提出日時点で６か月以内のもの）、または**保護者の障がい者手帳（有効期限内のもの）等のコピー**
二親等内の親族を看護・介護している		必要な期間	・**被介護者の診断書**（証明日が提出日時点で６か月以内のもの）、または**障がい者手帳や介護保険被保険者証等のコピー** ※申請子ども自身の介護は要件とはなりません。
就学・就学内定（カルチャー講座等は除く）		在学期間中	・**在学証明書**（証明日が提出日時点で３か月以内のもの）就学内定の場合は合格通知等。
育児休業（すでに在園のうえ、年少の児童の育児休業に入る場合）		最長で年少の児童が満１歳に達した年度の年度末（３月末日）まで	・**就労証明書**（育児休業取得（予定）期間欄に記載のあるもの） ※　年少の児童の育児休業取得前から既に幼稚園等に入園している児童が、幼稚園等を継続通園している場合に限ります（育児休業取得前から幼稚園に入園していない場合は認定できません）。
求職活動中		就労開始までの期間（最大３か月）	・**求職活動申立書と求職活動が客観的にわかる書類**

※就労証明書は、子ども政策課の様式で証明日が提出日時点で３か月以内のものでご提出ください。
※在学証明書は、子ども政策課作成の様式、または、学校、もしくは学校長の印の押された証明書でご提出ください（押印省略可）。
※(非)課税状況を確認するため、別途、(非)課税証明書の提出をお願いする場合があります。
※変更申請の場合、（１）申請書及び（要件に変更がある方のみ）上記の保育を必要とすることを証明する書類をご提出ください。

2023.10